

4. 手続き方法 (1) 先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

2 計画期間
令和7年10月 ～ 令和10年9月

<2 実施時期>

➤ 計画開始の月から起算して、①3年(36ヶ月)、②4年(48ヶ月)、5年(60ヶ月)のいずれかの期間を設定して記載して下さい。

3 現状認識

①自社の事業概要

自動車部品の製造を事業の中核としつつ、電動工具の部品など、多品種小ロットの金属製品の部品製造を行う。

②自社の経営状況

売上は令和6年3月期210,000千円、令和7年3月期225,000千円と増加しており、営業利益についても令和6年3月期1,200千円から令和7年度3月期2,700千円と増加している。要因としては、大手取引先からの受注量の増加や、熟練工を中心に歩留まり改善に向けた地道な取り組みの成果によるものである。

他方で、(1)近年設備投資を行っておらず、現在の受注量を大幅に増加させることは難しいこと、(2)熟練工が定年退職の時期を迎えており、適切な工程設計ができる人員が不足しているほか、長年の経験を活かした歩留まりの改善や品質の向上を図るには限界があることが、今後、当社の生産性を高め、業績を伸ばしていくうえでの課題である。

<3 現状認識>

➤ ①欄は、自社の事業等について記載してください。

➤ ②欄は、売上高等の財務指標や顧客の数、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み等を記載してください。

4 先端設備等導入の内容

(1) 事業の内容及び実施時期

①具体的な取組内容

- ・現在の設備は導入から年数が経っており、今後の受注増に対応できないことから、新たにNC旋盤1台を導入する。新しい設備の導入により、従来よりも高精度な加工が可能になることに加え、生産期間の短縮が見込めることから、新規取引先の開拓も含めて受注増に取り組む。
- ・受注が増え、新しい部品を製造する場合であっても品質を維持していけるよう、新たに三次元測定器を導入して熟練工以外の従業員であっても検査にばらつきが生じない体制の構築を図る。
- ・新たに導入するNC旋盤及び三次元測定器により、製造工程から検査工程を自動化することができるため、これに対応した新しい生産管理システムを導入する。

②将来の展望

- ・新たな設備の導入により、より多くの受注に対応できるとともに、受注できる製品の幅も広がることから、積極的な新規顧客の開拓にも取り組み、売上の増加を図る。
- ・熟練工が定年退職を迎え、貴重な経験が失われることへの対応及び人員の確保が当面の懸案であるが、三次元測定器の導入による品質管理や、製造工程と検査工程の統合による工程の短縮により、熟練工以外の従業員であっても品質のばらつきがなく、限られた人員でもより多くの受注に対応できる体制を構築することにより、大幅な生産性の向上を実現することができる。

<4 先端設備等導入の内容>

➤ 「①具体的な取組内容」欄は、実際に先端設備等を導入し、行う取組の内容について記載してください。その際には取組を行う業種についても併せて記載ください。市区町村が策定する基本計画における業種等の限定については、当該内容で判断されることとなります。

➤ 「②将来の展望」欄は、先端設備等導入による効果について記載してください。

(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標

現状 (A)	計画終了時の目標 (B)	伸び率 (B-A)/A
8,000千円	8,720千円	9.0%

<(2) 先端設備等の導入による労働生産性向上の目標>

➤ 原則として、「A 現状」は計画開始直前の決算(実績)、「B計画終了時の目標」は計画終了直前決算(目標)を基に計算してください。

➤ 「A 現状」について、決算一期を経っていない場合は合理的な算出方法で現状値を求めて下さい。

【指標の計算について】

労働生産性＝
(営業利益＋人件費＋減価償却費)
÷労働投入量 (労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)

➤ 伸び率の計算式の分母Aは絶対値です。また計画終了時は正の値であることが必要です。

4. 手続き方法 （1）先端設備等導入計画の策定

申請様式の記載方法

（3）先端設備等の種類及び導入時期

	設備名／型式	導入時期	所在地
1	NC旋盤／AAA-0123	7年11月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
2	三次元測定器／XYZ99	7年11月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
3	生産管理システム ／ABC55Ⅱ	8年 4月	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
4		年 月	
5		年 月	

<（3）先端設備等の種類及び導入時期>

- 導入を予定している先端設備等を、この欄に記載します。
- 本欄に記載する設備は、直接生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するもののみになります。
- 「導入時期」欄には、設備取得予定年月を記載して下さい。
- 「所在地」欄には、当該設備の設置予定地（都道府県名・市区町村名）を記載して下さい。
- ※ 同じ型式の設備を複数取得する場合でも、「取得年月」や「所在地」が異なる場合には、行を分けて記載して下さい。
- 「設備等の種類」欄には各設備の減価償却資産の種類を記載して下さい。
- 「設備等の種類別小計」欄には、各設備等の種類毎に数量、金額の小計を記載して下さい。
- 「備考」欄は、変更申請により課税標準の特例率が設備ごと異なる場合など、申請事業者においては当該欄に特例率（1/2、1/4）をメモいただくことを推奨します。

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	備考
1	機械装置	20,000	1	20,000	特例率1/2
2	器具備品	10,000	1	10,000	特例率1/2
3	ソフトウェア	5,000	1	5,000	
4					
5					

設備等の種類別小計	設備等の種類	数量	金額(千円)
	機械装置	1	20,000
	器具備品	1	10,000
	ソフトウェア	1	5,000
	合計	3	35,000

5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法

使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
先端設備等購入資金	融資	30,000
先端設備等購入資金	自己資金	5,000

6 雇用に関する事項

令和7年度（事業年度）において、雇用者給与等支給額を令和6年度に比べて1.5%以上増加させる方針を策定し、同方針について、令和7年9月30日に従業員代表 ●● ●●に対して表明した。

令和8年度（事業年度）において、雇用者給与等支給額を令和7年度に比べて3.0%以上増加させる方針を策定し、同方針について、令和8年9月30日に従業員代表 ●● ●●に対して表明した。

<5 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法>

- 「使途・用途」欄には、必要とする資金について、具体的な使途・用途を記載してください。
- 「資金調達方法」欄には、自己資金、融資、補助金等を記載してください。
- なお、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載してください。

<6 雇用に関する事項>※

- 従業員全体に対する給与等の総額（雇用者給与等支給額）について、計画申請日を含む事業年度（令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。）又はその翌事業年度において、前事業年度と比較して1.5%以上又は3%以上増加させる方針を従業員に対して表明する場合は、本欄にその内容を記載の上、表明したことを証明する書面を計画申請時に添付します。
- 雇用者給与等支給額を1.5%以上増加させる賃上げ方針を策定後、3%以上増加させるものを新たに策定される場合など、賃上げ方針の内容を追記する必要がある場合、本欄には当初の取組とともに、新たな賃上げ方針の内容も記載いただきます。

※賃上げ方針を伴う計画を申請しない（固定資産税の特例措置を希望しない）場合は、記載不要です。

4. 手続き方法 （2）先端設備等導入計画の申請

新規申請について

注）以下に記載の内容は一般的な申請手続きを示したものです。
実際に新規申請を行う場合は、申請先となる市区町村の申請案内を
十分にご確認ください。

申請書類

- ① 認定申請書【様式22】
- ② 認定経営革新等支援機関による事前確認書
- ③ その他、市区町村長が必要と認める書類
- ④ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）

税制措置の対象となる設備を含む場合

上記①～④に加え、以下の書類を提出

- ⑤ 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書
- ⑥ 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は上記①～⑥に加えて下記⑦及び⑧も必要です。

- ⑦ リース契約見積書（写し）
- ⑧ （公社）リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写し）

申請先

新たに導入する設備を設置する予定の市区町村
（「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に限る）
同意を受けている市区町村のリストは中小企業庁のHPで公表しています。
「5. ホームページ・問い合わせ先」のURL先をご覧ください。